

JIS

タクシメーター

JIS D 5609 : 2019

令和元年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
(委員)	伊藤 納奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	江前 敏晴	筑波大学
	大久保 友恵	レンゴー株式会社
	大谷 聖子	一般財団法人日本消費者協会
	大平 由紀子	日本製紙株式会社
	柿本章子	主婦連合会
	金田 徹	関東学院大学
	重松 康夫	一般財団法人日本規格協会
	鈴木 知道	東京理科大学
	高橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田原 江利子	王子ホールディングス株式会社
	中本文男	Na 計測合同会社
	野々瀬 菜穂子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	淵田 隆義	元女子美術大学
	古谷 涼秋	東京電機大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.3.20 改正：令和元.8.20

官 報 掲 載 日：令和元.8.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 単位	3
5 性能	3
5.1 許容差	3
5.2 温度特性	4
5.3 電源電圧特性	4
5.4 高速状態における電源電圧変動特性	4
5.5 耐静電気性	4
5.6 耐衝撃性（インパルス）雑音性	4
5.7 耐電磁性	4
5.8 耐久性	4
5.9 耐振性	4
5.10 演算機能	4
6 構成，原理，構造及び機能	4
6.1 構成	4
6.2 原理	5
6.3 構造及び機能	5
7 性能試験の方法	7
7.1 一般	7
7.2 精度試験	7
7.3 演算機能確認試験	7
7.4 温度特性試験	7
7.5 電源電圧特性試験	8
7.6 耐静電気性試験	8
7.7 耐衝撃性（インパルス）雑音性試験	8
7.8 耐電磁性試験	8
7.9 耐久性試験	8
7.10 耐振性試験	8
8 表記及び表示	9
9 検定及び検査	9
10 対応関係	9
附属書 A（規定）検定及び検査	10

	ページ
附属書 B (規定) 器差検定	11
附属書 C (規定) 第 1 種検査	12
附属書 D (規定) 第 2 種検査	14
附属書 E (規定) 装置検査	20
附属書 F (規定) 使用中検査	21
附属書 G (規定) 車両等装置用計量器の使用中検査	22
附属書 H (参考) 距離試験モードなどにおける信号出力機構の標準仕様	23
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS D 5609:2014** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

注記 工業標準化法に基づき行われた日本工業標準調査会の審議等の手続は、不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第9条により、日本産業標準調査会の審議等の手続を経たものとみなされる。

白 紙

タクシメーター

Taximeters

序文

この規格は、タクシメーターが計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能に係る技術上の基準及び試験の方法を規定するために作成した日本産業規格であり、この規格の適合だけをもって計量法で定める検定に合格したということにはならない。また、この規格に適合するものであることを示す産業標準化法第 30 条の表示を付すことはできない。

1 適用範囲

この規格は、タクシー及びハイヤー（以下、タクシーという。）に取り付けられる電子式タクシメーター（以下、タクシメーターという。）について規定するとともに、タクシメーターを一般乗用旅客自動車運送事業に該当する事業を営む者が用いる車両に装置した状態で行う検定及び検査について規定する。

注記 タクシメーターとは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下、道運法という。）第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者が用いる事業用自動車に取り付けられる回転尺であって、道運法第 9 条の 3 に基づいて認可を受けた距離制運賃及び料金〔特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）第 16 条の 4 に基づき届け出た運賃を含む。〕を収受するために使用するものをいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7512 鋼製巻尺

JIS Z 8000-1 量及び単位—第 1 部：一般

JIS Z 8103 計測用語

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS Z 8103** によるほか、次による。

3.1

距離計測状態

車両から得られた走行に対する信号（以下、走行信号という。）を計数して動作する状態。